第七目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用

（エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認）

第八十一条　前条の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社は、第七十九条の条件を満たす場合であって、金融庁長官の承認を受けたときは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、当該標準的手法採用最終指定親会社のエクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式の取引におけるネッティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この目において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、当該モデルを用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（承認申請書の提出）

第八十二条　エクスポージャー変動額推計モデルの使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　エクスポージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第八十三条　金融庁長官は、第八十一条の規定に基づき、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認しようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　エクスポージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスポージャー変動額の管理部署」という。）が、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　エクスポージャー変動額の管理部署は、適切なバック・テスティング（次条に定めるところにより、エクスポージャー変動額推計モデルの検証を行うことをいう。）及びストレス・テスト（エクスポージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスポージャー変動額に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　標準的手法採用最終指定親会社の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四　エクスポージャー変動額推計モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五　エクスポージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六　レポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　エクスポージャー変動額の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

二　取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目において同じ。）が、五営業日以上であること。ただし、五営業日を下回る保有期間によって算出したエクスポージャー変動額の推計値を次の算式により換算した数値を、保有期間を五営業日として算出した数値とみなすことができる。

エクスポージャー変動額の推計値(t)×$\sqrt{\frac{5}{t}}$

エクスポージャー変動額の推計値(t)は、保有期間をt（t＜5）営業日として算出したエクスポージャー変動額とする。

三　エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上であること。

四　エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

五　エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

4　標準的手法採用最終指定親会社は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合、前項第二号に定める保有期間を五営業日よりも長い期間としなければならない。

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の追加的な基準）

第八十四条　金融庁長官は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するに当たり、前条第一項に定める基準のほか、エクスポージャー変動額推計モデルの検証に係る追加的な基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

（計算方法）

第八十五条　エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の算式により算出する。

E＊＝（ΣE－ΣC）＋（算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値）

E＊は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣEは、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣCは、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

（変更に係る届出）

第八十六条　エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八十一条の承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第八十三条第一項及び第八十四条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用最終指定親会社は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用最終指定親会社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

3　第一項第三号に規定する場合において、標準的手法採用最終指定親会社は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第八十条の定めるところによりレポ形式の取引に係るエクスポージャーを算出しなければならない。